



せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



このしおりは生活保護制度についての説明書です。

生活にお困りのかた、生活保護制度について知りたいかたは、

お気軽に生活支援課まで相談・お問い合わせください。

郡山市福祉事務所

郡山市役所 生活支援課 生活保護担当

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7

直通電話 024-924-2611

あなたの地区担当員

郡山市福祉事務所 生活支援課 保護係

地区担当 氏名 _____

相談 ・ 調査 担当 氏名 _____

メモ

1 生活保護について

日本国憲法第25条では、『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』と定められています。

私たちの一生の間には、病気、けが、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざまな事情で生活が成りたたなくなることもあります。

生活保護は日本国憲法第25条に基づき、国が必要な保護と健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるように支援する制度です。生活にお困りの場合、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができます。

※生活保護には世帯単位の原則があり、同一の住まいに居住し、生計を同じくしているかたがいる場合は、同一世帯として認定することとされています。

2 生活保護の種類

次の8種類の扶助があり、支給要件を満たしたものを定められた基準額で支給します。

<p>①生活扶助 世帯員の年齢、人数などに応じた衣食、光熱費など日常生活に必要な費用。</p>	<p>⑤介護扶助 介護認定を受けているかたが介護サービスを受ける際の自己負担は発生しません。</p>
<p>②住宅扶助 家賃、地代、住宅補修費など。</p>	<p>⑥出産扶助 出産にかかる費用。</p>
<p>③教育扶助 学用品、教材費、給食費など、義務教育のための費用。</p>	<p>⑦生業扶助 高校の就学費用、仕事に就くための技能、資格取得の費用。</p>
<p>④医療扶助 病院、薬局での費用は保険診療の範囲内であれば、原則自己負担は発生しません。</p>	<p>⑧葬祭扶助 世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用。</p>

◎一時扶助 世帯によって次のようなものが支給されます

被服費	布団・被服・おむつなど	入学準備金	小・中学校の入学準備金
家具什器費	家具・炊事用具・食器など	期末一時扶助	越年するための一時金
転居費用	敷金・運搬費など	就労自立給付金	就労で保護廃止の場合の給付
契約更新料	賃貸住宅の契約更新料	進学準備給付金	大学等へ進学した場合の給付

3 保護費の計算方法

国が決めた毎月の世帯の『最低生活費』と世帯の収入を比べ、不足する分が保護費として支給されます。

【保護が受けられる場合】 最低生活費 > 世帯の収入

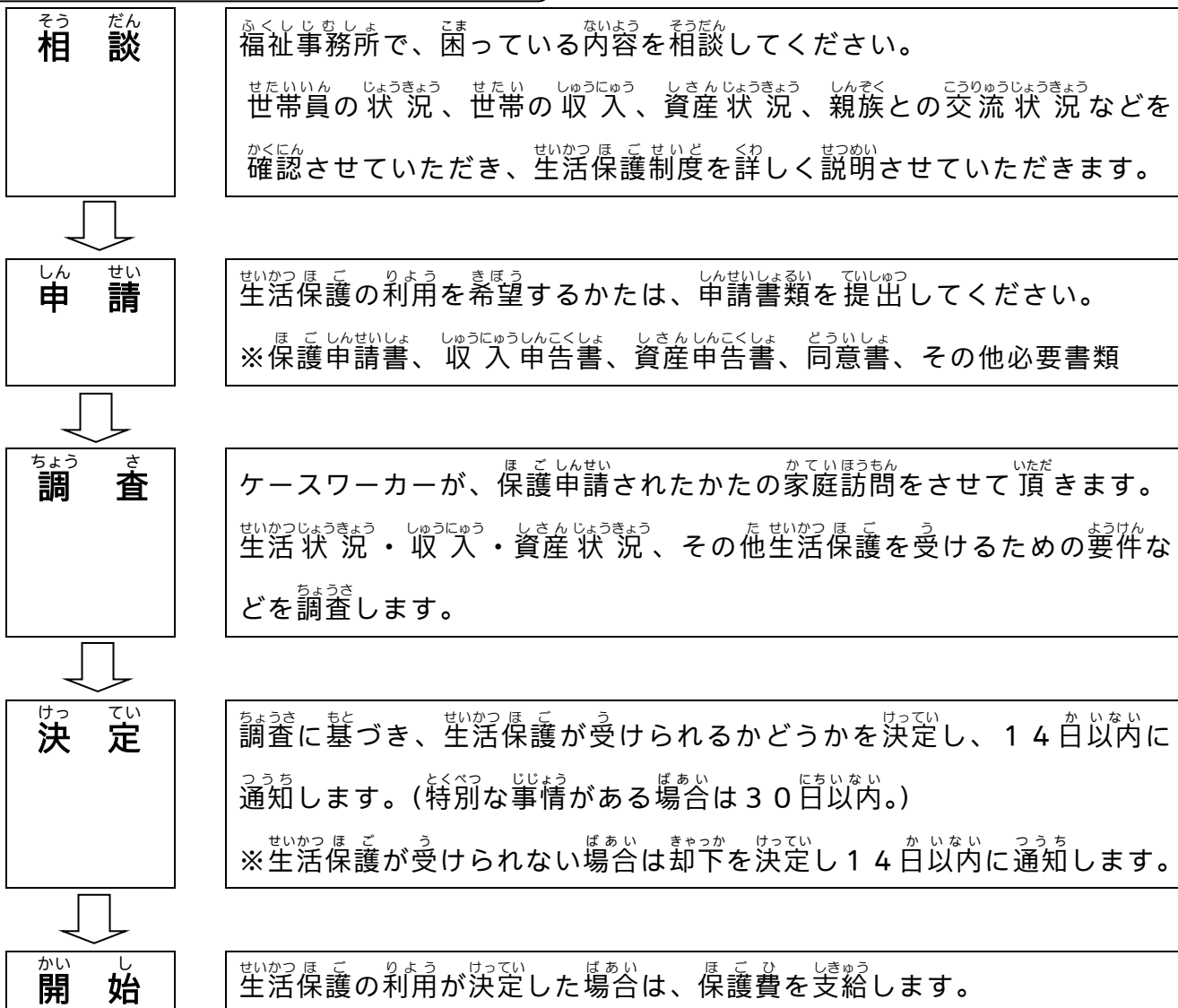
最低生活費（世帯の基準月額）	
給与・年金・手当などの世帯の収入	支給される保護費

【保護が受けられない場合】 最低生活費 < 世帯の収入

最低生活費（世帯の基準月額）	
給与・年金・手当などの世帯の収入	

《収入とは》働いて得た収入（総収入-必要経費・基礎控除）、年金・手当、仕送りなど。

4 生活保護制度利用までの流れ



5 生活保護の要件

生活保護は、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用することが前提となっています。

【資産の活用】

- 保有する現金、預貯金は、生活費にあてていただきます。
- 高価な貴金属・有価証券など活用可能な資産は売却などにより、生活費にあてていただきます。
- 生命保険については原則解約し、返戻金を活用していただきます。
※ 契約内容によっては保有が認められる場合があります。
- 土地・家屋などの不動産は売却などにより活用することが前提です。
※ 居住用の不動産は、処分価値と利用価値を検討し保有を認める場合があります。
※ 高齢者のみの世帯で不動産が一定価値以上ある場合は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の制度を活用していただきます。
- 生活用品としての自動車、バイクの保有・運転（他人名義を含む）は原則として認められません。
- 通勤に使用する場合は、病気・障がいがあり、通院等に使用する場合は、処分価値や世帯の状況、病状、障がいの状況に応じて保有を認める場合があります。

【能力の活用・その他】

- 過去に年金・恩給担保貸付を利用しながら生活保護を受給されていたかたが、再度、年金・恩給担保貸付を利用し保護を申請された場合、原則として保護を受けることができません。
- 暴力団員は生活保護を受けられません。
- 年金や各種手当、医療費助成制度、社会保障制度、その他の法律や制度で受けられるものがある場合は、保護に優先して受けていただきます。
- 働くことができるかたは、能力に応じて働いて収入を得る努力をしていただきます。
- 親、兄弟姉妹、子どもなどのご親族から援助を受けることができる場合は、保護に優先します。保護申請があった場合、ご親族に対し保護申請されたかたへの援助が可能な照会をおこないます。
※ DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待、その他特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

～保護費の返還を求められる場合があります～

- 生活状況の変化で保護費に変動が生じたり、資産を処分、相続した場合など。
- 不正に制度を利用した場合（法律により懲役や罰金が科せられることがあります。）。